

第 4 3 期

計 算 書 類

〔 自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日 〕

- 1 貸 借 対 照 表
- 2 損 益 計 算 書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個 別 注 記 表

貸借対照表

〔2023年3月31日現在〕

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	[5,075,440]	[流 動 負 債]	[1,570,346]
現金及び預金	3,735,905	買掛金	132,918
売掛金	687,175	未払金	351,855
有価証券	200,000	未払費用	256,173
商品	29,408	前受金	253,000
材料・貯蔵品	5,442	預り金	25,129
仕掛品	2,630	賞与引当金	382,227
前払費用	176,096	未払法人税等	15,881
未収金	46,527	未払消費税等	53,062
未収法人税等	176,750	資産除去債務	100,000
その他	15,562	その他	97
貸倒引当金	△ 60	[固 定 負 債]	[4,462,977]
[固 定 資 産]	[10,971,486]	長期預り金	2,860,202
(有形固定資産)	(6,676,085)	退職給付引当金	1,602,775
建物	2,254,322		
建物付属設備	2,758,855		
構築物	68,066		
機械装置	101,245		
車両運搬具	63,822		
工具器具備品	144,563		
土地	4,991,602		
建設仮勘定	226,239		
その他の有形固定資産	31,040		
減価償却累計額	△ 3,963,672		
(無形固定資産)	(1,434,448)		
借地権	1,394,398		
電話加入権	5,675		
ソフトウェア	32,011		
施設利用権	2,363		
(投資その他の資産)	(2,860,952)		
投資有価証券	240,700		
差入保証金	1,753,345		
長期前払費用	2,830		
その他投資等	2,863		
繰延税金資産	861,212		
資 産 合 計	16,046,926	負 債 合 計	6,033,323
		純 資 産 の 部	
		[株 主 資 本]	[10,013,603]
		資本金	205,000
		利益剰余金	10,392,192
		利益準備金	51,250
		その他利益剰余金	10,340,942
		事業維持積立金	5,773,000
		建物取得積立金	3,935,000
		建物修繕積立金	389,000
		繰越利益剰余金	243,942
		自己株式	△ 583,589
		純 資 産 合 計	10,013,603
		負債及び純資産合計	16,046,926

損益計算書

〔 自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日 〕

(単位 千円)

科 目	金	額
売上高		9,881,294
売上原価		9,730,876
売上総利益		150,418
販売費及び一般管理費		706,141
営業損失		555,722
営業外収益		
受取利息及び配当金	26,539	
雑収入	14,699	41,238
営業外費用		
雑損失	55	55
経常損失		514,539
特別利益		
固定資産売却益	1,229	
投資有価証券売却益	788,227	789,457
特別損失		
固定資産除却損	85,077	85,077
税引前当期純利益		189,840
法人税, 住民税及び事業税	3,275	
法人税等調整額	△ 56,692	△ 53,416
当期純利益		243,256

株主資本等変動計算書

〔 自 2022年4月 1日
至 2023年3月31日 〕

(単位 千円)

区 分	株 主 資 本									純資産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利 益 剰 余 金 合 計			
			事業維持積立金	建物取得積立金	建物修繕積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	205,000	51,250	5,773,000	4,000,000	389,000	△ 64,314	10,148,935	△ 116,587	10,237,348	10,237,348
当期変動額										
建物取得積立金の取崩				△ 65,000		65,000	-		-	-
当期純利益						243,256	243,256		243,256	243,256
自己株式の取得								△ 467,002	△ 467,002	△ 467,002
当期変動額合計	-	-	-	△ 65,000	-	308,256	243,256	△ 467,002	△ 223,745	△ 223,745
当期末残高	205,000	51,250	5,773,000	3,935,000	389,000	243,942	10,392,192	△ 583,589	10,013,603	10,013,603

個別注記表

株式会社NHKビジネスクリエイト

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- a. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- b. その他有価証券（市場価格のない株式等）……移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- a. 商品……………月次総平均法による原価法
- b. 材料・貯蔵品……………最終仕入原価法
- c. 仕掛品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物付属設備……………3～50年

構築物……………10～30年

機械装置及び車両運搬具……………5～10年

工具器具備品……………3～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(ウ) 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主たる履行義務は、以下の通りです。

① 放送・インフラ・事務支援業務

当社は、日本放送協会より、主に放送センターの警備防災業務、放送車両の運行、放送に関する情報処理、経理・人事・給与・福利厚生に関する業務等を受託しております。これらの役務の提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、主として一定期間にわたり収益を認識しております。

② 印刷物の制作業務

当社は、放送番組台本やポスター・カタログなどの印刷物を顧客に提供しております。印刷物の提供については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間は通常の期間に収まることから、出荷時点で収益を認識しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

該当事項はございません。

②担保に係る債務

該当事項はございません。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりです。

金銭債権	567,367千円
金銭債務	117,923千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は次のとおりです。

売上高	5,990,541千円
仕入高	53,500千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

発行済株式	普通株	703,000株
自己株式	普通株	26,517株

(2) 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

無配のため、該当事項はございません。

(3) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

無配のため、該当事項はございません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,937千円
未払事業所税	3,889千円
退職給付引当金	490,769千円
減価償却超過額	63,624千円
賞与引当金	117,037千円

未払社会保険料	17,950千円
借地権更新料	11,002千円
資産除去債務	30,620千円
その他	141,862千円
繰延税金資産小計	880,695千円
評価性引当額	△19,483千円
繰延税金資産合計	861,212千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、資金運用・管理規程に基づき安全性の高い資産（債券・預金）で運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額240,700千円）は下記表には含めておりません。

	計上額	時価	差額
① 現金及び預金	3,735,905千円	3,735,905千円	—
② 売掛金	687,175千円		
貸倒引当金（※1）	△60千円		
	687,115千円	687,115千円	—
③ 有価証券	200,000千円	199,958千円	△42千円
④ 差入保証金	1,753,345千円	1,418,055千円	△335,290千円
⑤ 買掛金（※2）	(132,918)千円	(132,918)千円	—
⑥ 長期預り金（※2）	(2,860,202)千円	(2,374,773)千円	△485,428千円

※1 売掛金は、それに対応する貸倒引当金を控除しております。

※2 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

①②⑤については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

③については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④については、元利金の合計額を、退去期間等に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しております。

⑥については、退去期間等に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しております。

7. 賃貸不動産に関する注記

(1) 賃貸不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

計上額	時 価
6,231,555 千円	22,930,342 千円

(注1) 計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、又は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 取引の内容

①親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本放送協会	直接 14.8% 間接 60.4%	業務の受託、 役職員の兼任	各種業務 の受託 (※1・2)	5,947,510	売掛金	562,363
主要株主 (会社等)	(株)NHK出版	直接 33.6%	-	投資有価 証券の 売却 (※3)	売却代金 252,525 売却益 249,026	-	-

②兄弟会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	(株)NHKエン タープライズ	直接 6.7%	不動産の 賃貸	敷金の 返還 (※2)	4,015	長期 預り金	717,310
親会社の子会社	(株)NHKエ デュケーション ナル	直接 1.5%	不動産の 賃貸	敷金の 返還 (※2)	68,320	長期 預り金	383,541
親会社の子会社	(株)NHKグ ローバルメディ アサービス	直接 3.8%	不動産の 賃貸	敷金の 返還 (※2)	1,161	長期 預り金	397,241
親会社の子会社	(株)NHKテク ノロジーズ	直接 11.7%	不動産の 賃貸	敷金の 返還 (※2)	21,102	長期 預り金	764,629

親会社の子会社	(株)NHKアート	直接 2.0%	-	投資有価証券の売却(※3)	売却代金 469,683 売却益 458,183	-	-
				自己株式取得(※4)	400,963	-	-
親会社の子会社	(株)NHKプロモーション	直接 0.3%	-	投資有価証券の売却(※3)	売却代金 85,518 売却益 81,018	-	-
				自己株式取得(※4)	66,038	-	-

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- ※1 日本放送協会が定める「業務委託基準」に則り、「社会的に公正かつ妥当な」取引条件で実施しております。
- ※2 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
- ※3 当社が保有する株式の一部を同社の自己株式取得に応じて譲渡したものであり、独立した第三者による株価評価書を勘案して、価格を決定しております。
- ※4 自己株式の取得については独立した第三者による株価評価書を勘案して、価格を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 14,802円45銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 349円48銭

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同様の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

12. 減損損失に関する注記

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社NHKビジネスクリエイト

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤 賢司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社NHKビジネスクリエイトの2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役間の協議により作成した監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないか否かどうかなについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年5月24日

株式会社 NHK ビジネスクリエイト

常勤監査役 本行 隆之

監査役 岡崎 清憲